

令和7年11月25日 開会

令和7年11月25日 閉会

第30回 総会議事録

十日町市農業委員会

第30回十日町市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月25日（火）午後3時00分から午後4時00分

2. 開催場所 ラポート十日町 4階 凤凰の間

3. 出席委員

①農業委員 24名

会長 8番 村山 隆義

会長職務代理 7番 古高 悟

1番 南雲 正隆	9番 田村 実義	15番 佐藤三代治	21番 根津 徳男
2番 村越 益男	10番 村山 浩一		22番 福嶋 恭子
3番 樋口 則雄	11番 近藤 元	17番 樋口 正州	
4番 富井 公一	12番 高橋 清一		24番 吉楽 広志
5番 岩田 稔	13番 佐野 幸男	19番 菅井 太一	
6番 長谷川 東	14番 高橋 松雄	20番 若井 君男	

欠席委員 16番 児玉 芳洋 18番 北村公太郎 23番 村山 太郎

②推進委員（招集委員 33名）

1番 庭野 誠一	10番 小林 勉	19番 藏品 茂昭	
2番 真霜 賢一	11番 小海 雅秀	20番 内山 浩樹	29番 松山 邦夫
3番 阿部 隆	12番 上村 晴彦	21番 高橋 勝久	30番 佐藤 一重
4番 徳永 稔	13番 金澤 富治		31番 相澤 成一
5番 中島 正	14番 金澤 拓男	23番 小柳 利勝	
6番 池田 征一	15番 小海 輝忠		33番 江口 隆雄
7番 宮内 隆和	16番 樋口 倉藏	25番 山本 久	
	17番 佐藤 正一	26番 鈴木 幸榮	
9番 綱 大介			

欠席委員 8番 山田幸太郎 18番 高橋 勝則 22番 登坂 一夫

24番 樋口 勝也 27番 吉楽 一馬 28番 山賀巳喜夫

32番 村山 幸夫

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員選出

日程第2 農地法等の規定に基づく報告について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について（11件）

報告第2号 農地転用事実確認願いについて（4件）

報告第3号 農地法の適用を受けない事実確認願いについて（1件）

日程第3 農地法の規定による許可申請処理について

議案第1号 農地法第4条の規定による許可書の取消申請について（2件）

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（25件）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について（2件）

日程第4 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

議案第4号 ・再設定（28件）

5. 農業委員会事務局職員

本局局長	小林 成樹	中里事務所	主査	上村 知誉
本局農地係長	柳 秀人	松代事務所	主査	高橋 千春
本局主査	田村 聰子	松之山事務所	副参事	相澤 正和
川西事務所主査	角張希美子			

6. 会議の内容

別紙のとおり

6. 会議の内容

村山議長 それでは、これより第30回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席状況ですが、16番委員、18番委員、23番委員から欠席届が出されております。24名中3名の欠席でございますが、在任委員の過半数が出席でありますので第30回総会が成立することを宣言いたします。

次に、「議事録署名委員の選出」でございますが、議長に一任願えれば幸いですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、議事録署名委員を指名させていただきます。15番委員と17番委員の両名にお願いいたしたいと思います。なお、記録については事務局に一任いただければ幸いですがいかがでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、そのように進めさせていただきます。

続きまして、日程第2の「農地法等の規定に基づく報告について」でございます。報告事項は第1号から第3号までございますが、全ての報告が終わりました後にご意見、ご質問を頂戴したいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

では、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 【報告第1号から第3号説明】

村山議長 ただいま事務局より報告事項がございましたが、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

事務局 事務局から一点、お願いをさせていただければと思います。今ほどの報告第3号農地法の適用を受けない事実確認願についてですが、こちらについては現状は既に農地ではなくなっているということで土地の所有者からいただく書類になるわけですが、こちらにつきましては、今まで事務局の職員が現場を見に行く、あるいは、現場に行けないような場所はGIS航空写真で確認するなどしておりましたが、この現地確認について、何年か前にも総会の席等でお願いしたことがあるそうですが、農業委員の方から現地確認をしていただけないかという、改めてのお願いになります。

これについては毎月何件も出てくるようなものではなくて、月に1件、2件出るくらいかなと思っておりますので、そこまで大変というわけではないと思

います。また、皆さんの活動実績にもなるというところで、是非お願ひしたいと思っております。以上です。

村山議長 今後、農地でない証明については、地域の事情に詳しい担当委員等で確認する。それが実績になりますので、活動報告に載せていただき、実績つくりをしていただきたい。皆様よりご理解いただき、今後、このように進めていきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。あらためて、他に意見他ございませんでしょうか。

6番 今ほどの件ですが、今まで職員の方が現地確認に行かれるとき、届出人と一緒に行っていたのでしょうか。我々も、届出人に連絡をとって一緒に行くものでしょうか。

村山議長 事務局だけで行っていたと思います。いろいろな写真や資料が提出されて来たものに対して、担当委員さんから目を通してください、「道もない」、「どうにも分からぬ」という場合には、航空写真で確認していただきたりして、地域の実情は地区の担当委員さんがお解りだと思いますので、そのように進めさせていただければと思います。農業委員という役割を持っている方から確認をいただきたいという方向でご理解いただきたいと思います。

3番 これは農地パトロールと同じようなやり方は求めないですか。例えば、皆さんご存知のように山の中の話だと、車も通れないような道かもしれない。そういう所に、「1人、車で行くの?」「それは安全ですか?どうですか?」っていうのも、非常に危惧しているのですが、その辺の体制は、少なくとも2人なのか、それ以上いないとやはり、何かあった時にどうするのかということも生じるのではないかと思います。それから、農地パトロールと一緒に、ある程度の資料を見ながらやるわけですから、そういう手間暇もかかるわけですから、そういうことも判断をした方がいいのではないかと私は思います。

村山議長 今まででは、事務局が行けるところには行き、行けない場所は航空写真でやっておりましたが、農地パトロールも3名以上の合意で判断を下すわけですが、まずは担当地区の委員さんが届いた資料に目を通してください複数名で判断いただく。一応、基本的には複数の担当、その地区の担当委員さんで確認作業していただきたいと思います。

21番 この確認ですが、議案書が来て、それを見て始める流れでしょうか。議案書が手元に来るのが、約1週間前後だと思います。また、議案書には電話番号等の連絡先も記載されていないので、議案書から追跡は困難かなと思います。そ

れと、現場の地図など、我々は一切持っていないので、どういう形で現場を確認すれば良いのか、方法を明らかにしないと出来ないと思います。この届出があつた時点で担当地区の委員さんにご連絡させていただく形でよろしいでしょうか。

村山議長 書類には、現地の写真や構成図、地図など揃つて出てくるので、担当地区の委員さんに確認していただいた中で、行けるような場所ではない場合には、航空写真等で確認していただきなり、相談しながら、どうしても現地に行かなければならぬということではなく、最終的に、農地であるかないかの判断を委員さんに仰ぐものでありますので、適宜、場所等の判断も含め、皆様よりご判断いただきたいと思います。

事務局 この案件については、議案ではなく報告になりますので、所有者の届出書には連絡先等は書かれていません。基本的にはご本人に連絡をしたり、現地の立ち合いをすることはない案件になりますので、委員の皆様が、どうしても忙しくて確認の時間が取れない場合には臨機応変に事務局で対応するなりしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

村山議長 他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。特にないようでしたら、次に進めさせていただきますがよろしいでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 では、続きまして日程第3の「農地法の規定による許可申請処理について」でございます。議案第1号「農地法第4条の規定による許可書の取り消し申請について」1件の申し出が出ております。では、事務局より説明を願います。

事務局 【議案第1号説明】

村山議長 では、この案件につきまして担当委員説明願います。

11番 今話がありましたように売買契約がなかつたということでの取り消しということで、11月18日にご両人に電話で確認させていただきました。その後、現地も確認し、手つかずのままでございますのでよろしくお願ひします。

村山議長 ただいま担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にないようでございますので、では議案第1号農地法第4条の規定による許可書の取消し申請について審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。この1件について取消しすることに決定いたしたいと思いますが、ご異議ござ

いませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」25件の申請が出ておりますのでご審議いただきたいと思います。事務局説明願います。

事務局 【議案第2号、127番説明】

村山議長 これは私の担当ですので説明させていただきます。譲渡人の方から委員会に土地を処分したいので、どなたか探していただきたいというものでした。当初耕作をなさっていたのがこの譲受人ですが、この所有者の方の残置が残った所ですとか山林ですか、そういう全てを引き受けいただきたいというような申し出があった中で今回の申請が整ったということでございます。以上です。

この案件について、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、128番説明願います。

事務局 【議案第2号、128番説明】

村山議長 128番の案件につきまして、担当委員説明願います。

10番 両者には日曜日と月曜日に確認を取ってまいりました。日曜日に譲受人を訪問したんですけども、本人には会えなく、途中で電話をかけ詳細をお聞きいたしました。

譲渡人に関しましては、ちょっと訪問したんですけど、留守で誰もいない状態だったんで、電話を確認したら、もうすでに埼玉のほうに引っ越したというようなこと言われまして、電話で間違いがないという確認をいただきました。議案書のとおり間違いはございませんので、よろしくお願ひいたします。

村山議長 128番の案件につきまして、担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、129番説明願います。

事務局 【議案第2号、129番説明】

村山議長 129番の案件につきまして、担当委員説明願います。

13番 11月の20日と21日に双方に電話で記載事項を確認いたしました。記載内容で間違いございません。よろしくお願ひいたします。

村山議長 128番の案件につきまして、担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、130番説明願います。

事務局 【議案第2号、130番説明】

村山議長 130番の案件につきまして、担当委員説明願います。

9番 譲渡人には訪問にて確認、譲受人には電話をして確認をいたしました。記載のとおり間違いないということなので、よろしくお願ひいたします。

村山議長 130番の案件につきまして、担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、131番説明願います。

事務局 【議案第2号、131番説明】

村山議長 131番の案件につきまして、担当委員説明願います。

12番 23日に双方に電話して確認しました。記載とおり間違ひありません。よろしくお願ひします。

村山議長 131番の案件につきまして、担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、132番説明願います。

事務局 【議案第2号、132番説明】

村山議長 132番の案件につきまして、担当委員説明願います。

11番 この件につきましては、17、18日に両者に電話で確認をいたしました。よろしくお願ひします。

村山議長 132番の案件につきまして、担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、133番説明願います。

事務局 【議案第2号、133番説明】

村山議長 133番の案件につきまして、担当委員説明願います。

15番 ただいまの案件につきまして、記載のとおり間違ひありませんのでよろしくお願ひします。

村山議長 133番の案件につきまして、担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、134番説明願います。

事務局 【議案第2号、134番説明】

村山議長 134番の案件につきまして、担当委員説明願います。

15番 担当委員23番が欠席のため、代わって説明いたします。記載のとおり間違いありませんのでよろしくお願ひいたします。

村山議長 134番の案件につきまして、説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、135番説明願います。

事務局 【議案第2号、135番説明】

1番 譲受人は19日、譲渡人は21日に訪問と電話で確認いたしました。こちらは、報告第1号、受付番号84番で契約解除し、売買するということです。よろしくお願ひいたします。

村山議長 135番の案件につきまして、説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、136番説明願います。

事務局 【議案第2号、136番説明】

1番 21日に両者へ電話で確認いたしました。記載のとおりですので、よろしくお願ひいたします。

村山議長 136番の案件につきまして、説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、137番説明願います。

事務局 【議案第2号、137番説明】

24番 24日に訪問し確認いたしました。譲受人と譲渡人は本家、分家の関係であり、記載のとおり間違いありませんのでよろしくお願ひいたします。

村山議長 137番の案件につきまして、説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、139番説明願います。

事務局 【議案第2号、139番説明】

20番 両者へ電話にて確認いたしました。記載のとおり間違いありませんのでよろしくお願ひいたします。

村山議長 139番の案件につきまして、説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、140番説明願います。

事務局 【議案第2号、140番説明】

14番 譲渡人は、事務局の局長ということで確認しております。譲受人には18日に電話で確認いたしました。申請のとおり間違いありませんのでよろしくお願ひいたします。

村山議長 140番の案件につきまして、説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、141番説明願います。

事務局 【議案第2号、141番説明】

7番 22日に譲受人に訪問して確認いたしました。23日に譲渡人に電話で確認したのですが、ご高齢のため息子さんが代わり、間違いないことを確認いたしました。よろしくお願ひいたします。

村山議長 141番の案件につきまして、説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、142番説明願います。

事務局 【議案第2号、142番説明】

7番 23日に譲受人に電話で確認いたしました。譲渡人は、同じく、ご高齢のため息子さんから代わりに間違いないことを確認いたしていただきました。

村山議長 142番の案件につきまして、説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、143番説明願います。

事務局 【議案第2号、143番説明】

11番 譲渡人には18日に電話で確認させていただきました。譲受人には19日に電話で「贈与」ということで確認させていただきました。よろしくお願ひいたします。

村山議長 143番の案件につきまして、説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、144番説明願います。

事務局 【議案第2号、144番説明】

11番 譲渡人には、18日に電話で確認させていただきました。譲受人には19日に電話で「贈与」ということで確認させていただきました。よろしくお願ひします。

村山議長 144番の案件につきまして、説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、145番説明願います。

事務局 【議案第2号、145番説明】

11番 18日に譲渡人、譲受人に記載のとおり間違いないことを確認いたしました。よろしくお願ひいたします。

村山議長 145番の案件につきまして、説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、146番説明願います。

事務局 【議案第2号、146番説明】

1番 19日に、両者へ訪問で確認を取りました。間違いないということですのでよろしくお願ひいたします。

村山議長 146番の案件につきまして、説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、147番説明願います。

事務局 【議案第2号、147番説明】

1番 19日、両者へ訪問にて確認いたしました。記載のとおりです。よろしくお願ひいたします。

村山議長 147番の案件につきまして、説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、148番説明願います。

事務局 【議案第2号、148番説明】

1番 19日に、譲受人に訪問にて確認いたしました。譲渡人は遠方のため20日に電話で確認いたしました。内容は、記載のとおり間違いないということですが、譲渡人から「申請の許可通知は、私にも来ますか」と問い合わせがあったのですが、教えていただけますか。よろしくお願ひいたします。

事務局 譲受人、譲渡人の両者に通知が届きます。

村山議長 148番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、149番説明願います。

事務局 【議案第2号、149番説明】

21番 担当委員(18番)が欠席のため代わって説明いたします。双方、電話で確認し間違いないことを確認しているということでした。よろしくお願ひいたします。

村山議長 149番の案件につきまして、説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、150番説明願います。

事務局 【議案第2号、150番説明】

9番 17日に、両者に電話にて確認いたしました。両者は、いとこ同士ということです贈与になっております。それ以外は、記載のとおり間違いありませんのでよろしくお願ひいたします。

村山議長 150番の案件につきまして、説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、151番説明願います。

事務局 【議案第2号、151番説明】

2番 19日、譲受人は面談で、譲渡人は電話で確認しました。記載のとおり、間違いありませんのでよろしくお願ひいたします。

村山議長 ただいま担当委員から説明がございましたが、ご意見、ご質問ございません

でしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、24件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。この24件について許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、そのように決定させていただきます。続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」2件の申請が出ておりますので、ご審議いただきたいと思います。
では、事務局説明より説明願います。

事務局 【議案第3号 49番説明】

9番 謙渡人には19日に電話で確認をいたしました。謙受人には、19日に事務局と立会後に訪問をして確認いたしました。記載のとおり、間違いありませんのでよろしくお願いいいたします。

村山議長 49番の案件につきまして、説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、50番説明願います。

事務局 【議案第3号 50番説明】

15番 担当委員23番が欠席のため代わりに説明いたします。記載のとおり間違いません、よろしくお願いいいたします。とのことでした。

村山議長 50番の案件につきまして、説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、2件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。この2件について、許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしでございますので、そのように決定させていただきます。続きまして、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」でござ

います。今月は、再設定が28件でございます。では、事務局より概要の説明をお願いします。

事務局 【議案第4号、再設定説明】

村山議長 ただいま、事務局より説明がございましたが、この再設定については特に問題はないということで担当の推進委員さんに確認してあるとのことですですが、皆さんからご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 特に意見、ご質問がないようありましたら、この再設定28件につきましては、適当と回答したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしでありますので、このように決定させていただきます。それでは、以上をもちまして議案について全て終了いたしましたので、第30回総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。これ以降は、事務局にお任せいたします。

事務局 議案第2号148番の説明時の質問について、農地法第3条の許可通知は譲受人、譲渡人の両者に許可証が出ると誤った回答をしてしまいました。農地法第3条の許可証は譲り受ける方（耕作される方）のみ発行されます。地主さんにおかれましては、必要であれば写しをお渡しすることができますので、お申し付けください。大変申し訳ございませんでした。以上です。